

南北朝・室町期における播磨国一宮と守護赤松氏

田村正孝

はじめに

諸国一宮は、各国の神祇秩序の頂点に位置し、国鎮守として機能した。井上寛司氏は、国鎮守は各国の政治・社会秩序の維持・安定を実現するための守護神であり、一宮はその政治的・社会的・宗教的機能を集中的・一元的に担っていたと論じる。⁽¹⁾

一宮研究は、中世諸国一宮制研究会が、国別に一宮の基本情報を載せた『中世諸国一宮制の基礎的研究』⁽²⁾をまとめて以降、飛躍的に進展した。とはいえ、国や時代によって研究の濃淡があり、明らかにすべき課題は多い。本稿は播磨国を検討対象として、南北朝・室町期における一宮の存在形態について、一事例を提供するものである。

中世後期の地域権力論では、国支配を安定的に

維持・経営するために一宮の掌握と保護・統制に乗り出したとし、一宮本体や一宮が持つ公的機能を掌握する過程に研究の重点を置く。播磨国でも、岸田裕之氏や伊藤邦彦氏らによって、赤松氏の国衙機構の吸収と一宮の掌握という視点から研究が進む。そして、赤松氏は一宮への関与を深めること⁽³⁾によって国内の信仰統制を行ったとされる。しかし、ここでは一宮が一国規模に宗教的基盤を保持していたことを自明のものとしているのではなからうか。

ところで、渡邊大門氏は戦国期における播磨国一宮の存在形態を検討し、一宮が一郡規模の勢力に収斂したと論じ、井上氏はそれを郡鎮守化と評した。⁽⁴⁾ただ、ここでは前提となる南北朝・室町期における一宮の基盤が明らかにされていないため、郡鎮守化したと理解することが妥当なのか疑問が残る。そこで本稿では、播磨国一宮の祭祀・造営

基盤を解明した上で、守護赤松氏との関係を検討したい。

一、中世の播磨国衙と国内寺社

(1) 播磨国の一宮制

本章では、守護との関係を考える前提として、播磨国衙が関わる国内寺社を確認する。まず、国衙と緊密な関係を結んだ寺社として一宮・惣社がある。

吉田家本『延喜式』神名の播磨国部分の裏書には、「建仁元年八月、在庁注文、一宮伊和社、二宮荒田社、三宮酒見社、四宮白国社、五宮高岡」とある。吉田家本が成立した鎌倉初期には、一宮伊和社、二宮荒田社、三宮酒見社、四宮白国社、五宮高岡が存在したといわれる。⁽⁶⁾

しかし、南北朝期前半成立の『峯相記』⁽⁷⁾には、伊和大明神に「一宮」、荒田大明神に「二宮」の記載があるが、「三宮」以下の呼称はない。それが、享徳三年（一四五四）の奥書をもつ『当国三宮酒見大明神御影向縁起写』⁽⁸⁾が執筆された一五世

紀半ばに至り、酒見社が「三宮」であることが確認できる。

播磨国惣社は、現在の姫路城南西に鎮座する射楯兵主神社である。中世の惣社は「府中惣社」や「国衙惣社」と呼ばれ、⁽⁹⁾現在地より北方に1kmほど行った榎本の地に存在したと推定されている。⁽¹⁰⁾天正年間の「播磨国内神名帳」には一七四社ほど勧請されているが、これらの神々が惣社に祀られていたとみられる。⁽¹¹⁾なお天正二年（一五七四）成立の『府中社略記』では、養和元年（一一八一）に国内諸神を勧請したと伝える。⁽¹²⁾『峯相記』に「又近比仁治寛元ノ時分書写山ニ^(浄雲カ)坊ト云住侶有キ、（中略）帰朝ノ後天下大旱魃有キ。府中惣社ニシテ六ヶ寺ノ衆徒種々ノ仏事ヲ成テ雨請ノ事有キ、」とあるように、府中惣社では播磨六箇寺が集結して雨乞いなど国衙祈祷を行うこともあった。

(2) 『峯相記』にみる国内寺社の神事・仏事

南北朝前期成立の『峯相記』には国内寺社の様々な神事・仏事が記され、国衙の関与がみられる。⁽¹³⁾そこで本節では、『峯相記』を通して国衙が関わっ

た国内寺社の神事・仏事を概観する。

『峯相記』は仏教・寺院の記述から始まる。普光寺の項には、「已上六箇寺ハ公家武家ノ御願所ニテ、国衙ノ最勝王経講讚仁王会等ヲ勤修ス」とある。六箇寺とは書写山円教寺、増位山随願寺、八徳山八葉寺、妙徳山神積寺、法華山一乗寺、蓬萊山普光寺という天台宗寺院で、天台六箇寺、天台六山、播磨六山とも呼ばれる。播磨六箇寺は国衙御願の護国法会である最勝王経講讚や仁王会を勤めた⁽¹⁴⁾。

つぎに、神社である。伊和社祭礼の項には、「任国宰吏必見参詣ス。毎度田園ヲ寄附シテ国衙官人歩ヲ運テ祭礼ニ随ヘリ」とある。播磨に赴任した国司は必ず神拝し、祭礼のため田畠を寄進し、国衙官人は一宮祭礼に参加したという。つづく二宮荒田社の項には、国衙が関わる神事の記述はない。

酒見社の項には、「当国六箇寺ノ碩学二十人、講師八巡年ノ役ニテ寺々義勢其器用ニ随ヒ一ノ碩才ヲ選フ、無双ノ重事也、保安三年三月三日鶏合始リ、國中第一ノ神事見物也」とある。酒見講は、二月一日に播磨六箇寺が酒見社に参集して、国家安全を祈祷した仏事である⁽¹⁵⁾。また、三月三日の鶏合祭

は國中第一の神事という。国衙の関与は記されていないが、国の重要な仏神事が催された。他に、垂水大明神と稻根明神には国衙より免田が給付されていた。

松原別宮は、「社頭繁昌シテ僧坊軒ヲ連タリ。神事祭礼厳重ニシテ近キ比マテ当国重代ノ人々放生会ノ滴流馬ヲ巡役トス云々。」とある。最近まで播磨の有力者が放生会の流滴馬役を巡役で勤仕していたという。国衙の関わりは不明だが、地域における八幡別宮のあり様を考える上で注目される。

以上のように、播磨国内の寺社では様々な神事・仏事が行われていた。なかでも一宮伊和社には、国司神拝や国衙官人の祭礼参向があつた。ここからは、国鎮守としての位置づけがみてとれる。

二、播磨国一宮伊和社の祭礼・造営

(1) 伊和社の組織

国内には多数の寺社が存在したが、地域権力の支配において重視されたのが国鎮守となる一宮・惣社であつた。一宮は各国多様性を持って展開し

ていたが、播磨国一宮はどのような構造的特質をもっていたのだろうか。本章では、伊和社の祭礼・造営の構造を中心に検討し、このことを解明していく。まず本節では、伊和社の祭神や社内組織を確認する。

一宮伊和社は宍粟郡（現宍粟市一宮町）に鎮座する。伊和社の主祭神は、『播磨国風土記』にも登場する伊和大明神である。『峯相記』の伊和大明神の項には、「乍去一宮伊和大明神者、素戔嗚尊第一ノ皇子、男巳尊、白山妙理権現ト顯レ坐ス」とある。

モンゴル襲来が近づく文永一〇年（一二七三）一〇月伊和社神官・講衆等愁訴状（「伊和神社文書」四号、以下「伊和」四と略す）¹⁶では、「播磨国一宮神官・講衆等」が、伊和社は「我朝鎮護之靈社、異国降伏之尊神也」であると主張する。また、文保二年（一一三一八）九月日雜掌吉助去状には、「國中無双之靈地、賞罰殊勝之神明、仍貴賤上下專致崇之誠、道俗男女殊令渴仰之掌故、於公家・武家之御祈祷所、郷保寄免田畠給」（「伊和」八）とある。伊和社は「國中無双之靈地」で、公

家・武家の祈祷所となり、郷保の免田畠が給付されたという。

つづいて、社家・社内組織をみていこう。社家組織については、伊和社研究の嚆矢となる曾根研三氏¹⁷による記述があるが、ここでは室町期の史料を用いて改めて確認する。

神主職と領家職は、在京する九条家家司の式家流一家が相伝した。現地のトップである大井祝職は、古代豪族伊和氏の後裔と称する英保氏が世襲したとされる。¹⁸この他、大井社・北野社・若宮社・六所社・保倉社・北野社・劔社・妃社・御袖振社・柞村社などの末社があり（「伊和」八九）、それぞれに祝職が置かれていた。¹⁹

伊和社は他国の一宮と同様に仏教的要素も備えていた。金堂や多宝塔がある他（「伊和」五〇・五二）、神宮寺・宝寿寺・成楽坊・岩本坊・三河坊・惣持坊などが確認でき（「伊和」八九）、「講衆」ら社僧も活動していた。

（2）伊和社の祭祀構造

一宮の祭祀構造を解明する上で、重要な手がか

りとなるのが年中行事書である。しかし、伊和社の年中行事書は確認できない。そのため、中世伊和社の祭祀構造についてはほとんど論じられてこなかった。だが、年中行事書が無くとも、伊和神社文書を精緻にみれば、祭祀構造をある程度明らかにできる。

まず、伊和社の年中行事は七五度あったことが知られる。天文一四年（一五四五）一月四日当社式目面言上状案（「伊和」一三四）には「一、年中七十五度御祭之事」とある。

つぎに、祭祀の内容を検討する。文明一〇年（一四七八）一二月日播磨国一宮神官等申状案（「伊和」一〇五）には、「抑当社者、毎月五箇度之神供節会、二箇度之祭礼、其役者被定置事」と、毎月五回の神供節会と、二箇度の祭礼があると記されている。「二箇度之祭礼」とは、国司・国衙在庁官人の参向に由来をもつ春秋祭礼のことであろう。建武二年（一三三五）三月一三日播磨国宣施行状（「伊和」一一二）には、「而二季之祭礼闕分職掌人雑事米」とある。ところで、『中世諸国一宮制の基礎的研究』では、正月七日の歩射神事を

国衙官人が参列する祭礼とするが、検討を要する⁽²⁰⁾。

つづいて、「毎月五箇度之神供祭礼」を検討する。『中世諸国一宮制の基礎的研究』では、享徳三年（一四五四）一〇月一宮領并神官・社僧等拘持田畠注文案（「伊和」八九）から、正月二日・四日・七日・一四日・二二日、二月二二日、三月一五日、四月三日、五月八日・一五日、六月一日、八月一日・一五日、九月九日、一〇月一日、一一月一五日・二二日に祭祀が行われていたが、具体的な性格はわからないとする。

この田畠注文案は伊和社の祭祀構造を明らかにすることができる貴重な史料であるので、もう少し詳しくみておきたい。まず、田畠注文案の冒頭部分を挙げておこう。

一宮御領并神官・社僧・神子拘持田畠注文

合 御供田 御米 捌合升定

一大井祝拘分

貞俊名
重弘名
真末名

正月七日御祭
二段 分米二石五斗八升内

六斗二合 御飯
六斗二合 御餅
六斗八升八合 御酒

三月三日
二段 分米壹石七斗二升内

四斗三升 御采魚^(菜)
二斗五升八合送物^(道)
五斗一升六合御飯
三斗四升四合御餅
五斗一升六合御酒
一斗七升二合御菜魚
一斗七升二合送物

(後略)

ここには大井祝拘分の用途が列記されている。正月七日には「御祭」と書かれているが、三月三日には書かれていない。そのため『中世諸国一宮制の基礎的研究』では、三月三日を御祭として取り上げていない。しかし、三月三日は上巳の節供で、「御祭」と無くとも祭祀が行われていた。

【表】は田畠注文案に記載される祭礼日を月ごとに一覧にしたものである。ここでは「御祭」表記の有無を区分してまとめた。正月は年始に当たるため、元三御祭、步射神事(「伊和」三九)など他の月より多くの祭祀が実施された。全体を概観すると、「毎月五箇度之神供節会」は、毎月一日・八日・一一日・一五日・二二日が該当すると考えられる⁽²¹⁾。文安六年(一四四九)七月二〇日神

領百姓等注進状案(「伊和」七八)には、「一宮御祭田」として七月一五日と九月一五日の祭礼用途を支出することが記されている⁽²²⁾。

ところで、諸国一宮には年中行事のうち最も主要な祭礼となる大祭があった。例えば、豊前国宇佐宮や山城国石清水などの八幡神社は、八月一五日の放生会が大祭となる。それでは伊和社の大祭はいっ行われたのだろうか。

文永一〇年(一一七三)一〇月日伊和社神官・講衆等愁訴状(「伊和」四)には、「爰六月会以後、始自同十五日、為備供菜之贄、所立神木也」とある。六月一五日が大祭にあたり、神幸する「御旅所」も存在した(「伊和」八九)。近世には三ツ山神事と呼ばれる祭礼で、『播磨鑑』⁽²³⁾の一宮伊和神社の項には、「往昔神座の日六月十五日を以て毎例三ツの山形をつくり装ひ饒る神いかめしき神いさめ申由伝と云 遷座の由縁山の由 鶴の山 与位 子勝の山と申伝ふ」とある。

以上、本節では一宮伊和社の祭礼構造を検討した。伊和社には、七五箇度の年中行事があり、毎月五箇度の神供節会や、国司参向に由来する春秋

【表】享徳3年10月一宮領并神官・社僧等拘持田畠注文案からみる伊和社祭礼日

月	「御祭」 記載	日
1	有	1（節供）、2、3、4、 7（歩射神事）、10、14、15、22日
	無	5、6、8、9、11、13日
2	有	22日
	無	1、8、11、15日
3	有	3（節供）、15日
	無	11、22日
4	有	3日
	無	1、8、11、15、22日
5	有	8、15日
	無	1、5（節供）、22日
6	有	15日
	無	1、8、11日
7	有	
	無	1、7（節供）、15、22日
8	有	1、15日
	無	8、22日
9	有	9日（節供、御神事）
	無	8、11、15、22日
10	有	1日
	無	8、11、15、22日
11	有	15、22日
	無	1、8、11日
12	有	15日
	無	1、8、11、22日

注) () は筆者による注。

一季の祭礼があつたことを明らかにした。

一宮祭祀のなかには信濃国一宮諏訪上社の頭役祭祀（花会・五月会・御射山会）のように一国規模に賦課されるものがあつた。⁽²⁴⁾しかし、伊和社の祭礼役が播磨一国規模に賦課された形跡はない。国衙領への賦課が存在した可能性はあるが、伊和神社文書から明らかとなるのは、宍粟郡内の免田や社領からの用途負担であつた。

(3) 伊和社造営

国鎮守を祀る社殿の修理・造営は、国衙にとつて重要な職務となる。諸国一宮の社殿は大規模になることもあり、造営は一国平均役や国衙領への国役賦課、造営料所の設定など、国によって様々な形態があつた。伊和社造営については、曾根研三氏が造営の内容をまとめた⁽²⁵⁾他、守護赤松氏が関与したことが論じられる。⁽²⁶⁾しかし、造営の用途負

担等で一考の余地があるとみられる。そこで本節では、室町期を中心とした伊和社造営を検討する。

伊和社造営は、伊勢神宮や宇佐宮のような式年では行われず、破損次第など随時実施された。伊和神社文書からは修理・造営が断片的に確認できる。なお、応永三〇年（一四二三）、寛正二年（一四六一）、天文二年（一五三三）、永禄五年（一五六二）⁽²⁷⁾の造営は、本殿を含む比較的規模の大きなものであったと考えられる。

つぎに、造営の執行体制である。もともとは国衙と社家が協同で行ったと考えられるが、中世後期の史料では明らかにできない⁽²⁸⁾。また、造営用途が播磨一國に賦課された形跡もみられない。おそらく伊和社領を中心に用途負担がなされ、時に応じて造営料田が設定されたようである（「伊和」二九）。伊和社領は神戸郷や染河内村など宍粟郡内にあり、その他国衙との関係もあつてか、府中に近い揖保郡大市郷や飾磨郡賀屋荘にも存在した（「伊和」三七・六五）。応永三四年の一宮塔婆絵を製作する用途も、絵所方の奉加の他に「播磨・美作社領御年貢」によって調達された。

以上、本節では伊和社造営を検討した。伊和社造営は式年ではなく随時行われ、もともとは国衙と社家が協同して実施されたと考えられる。造営用途も播磨一國規模の賦課は確認できない。国衙領への賦課があつた可能性は捨てきれないが、宍粟郡内の社領からの負担が中心となっていた。

本章の検討から、室町前期における伊和社の祭祀・造営を遂行する基盤が社領を中心としたものであつたことが明らかとなつた⁽²⁹⁾。

このように伊和社の祭祀・造営基盤が西播磨の一地域に限定された要因は、古代に遡ると考えられる。坂江渉氏は、『播磨風土記』にみえる「国占め」神話が西播磨（揖保・讃用・宍禾）の伊和大神系の神から成つていたとし、播磨の最高神である伊和大神の「神威」の不完全さを語る神話の形成に繋がつたとする⁽³⁰⁾。このことが影響してか、中世の伊和社は国内最高神を祀る一宮という社格を持ちつつも⁽³¹⁾、宗教的・経済的基盤は播磨一國に広く及ぶものではなかつた。

三、播磨国一宮伊和社と守護赤松氏

(1) 守護赤松氏の国支配と一宮伊和社

本章では播磨守護赤松氏と一宮の関係を明らかにすることを目的とする。⁽³²⁾ まず、本節では一宮祭祀・造営への関与を中心に検討する。

中世前期において、諸国一宮は「国衙・社家相共」といわれるように、国衙と強い繋がりがあつた。⁽³³⁾ 南北朝期以降に守護赤松氏は国衙機構を包摂したとされる。馬田綾子氏の研究によると、文和二年（一三五三）以降、播磨国衙が独自に機能していたことは確認できないという。⁽³⁴⁾ また、播磨国の地域的特色として川岡勉氏は、国人や国衙・寺社勢力などがそれぞれに自立的な権限を確保し、錯綜した荘園支配のあり方とも相俟つて、多元的な秩序が生まれたとする。そして赤松氏の守護支配も在地の伝統的な秩序に依拠せざるをえなかつたと論じる。⁽³⁵⁾

赤松氏は貞治四年（一三六五）頃には則祐が備

前守護に、明德三年（一三九二）には義則が美作守護に補任され、三ヶ国の守護を兼帯した。播磨以外の一宮政策をみると、備前国一宮吉備津彦社に対しては社領と国中社役を保護している。応安三年（一三七〇）六月一三日備前吉備津宮社務大藤内長治宛の守護代浦上宗隆書下写に、「一宮神領并国中社役等之事、如先例其方可被申付候」とある。⁽³⁶⁾ 事例はわずかだが、赤松氏は各国の伝統的な秩序に基づいた一宮政策をとったと考えられる。

守護赤松氏と伊和社の関係は、一四世紀中頃には確認できる。延文三年（一二五八）二月には、伊和社神官の訴えを受け、聖観ら赤松氏奉行人が染河内村沙汰人中に対して造営修理役の催促に従うよう命じている（「伊和」一九）。また、明德三年七月に赤松義則は一宮本社を造営するため、末社の修理奉行や社領の代官職を先例に任せ措置すること、社司大井祝氏に命じている（「伊和」二八）。

前述したように、室町期を通じて、播磨国一宮の祭祀・造営が一国規模に役賦課されたことは確認できない。応永三〇年（一四二三）の多宝塔造

営に関わる年欠二月二三日守護代小河玄助（カ）書状（「伊和」五〇）には、「一、料足之事八、たんせんさいそく候て、重て八候ましく候、来月廿日ころに料足八おさまり候へく候」とある。大井祝に対し、料足につき段銭賦課をしたが、重ねて催促しないとある。この段銭は國中賦課されたものではなく、宍粟郡内の社領に懸けられたものと考えられる。ただ、多宝塔造営に赤松氏の拠点白旗城が所在する赤穂郡「赤松」の大工を派遣するなど、一宮造営を後見していた。

ところで、明徳四年七月に赤松義則は伊和社の修理造営料所として美作国粟井庄内新免村地頭職・公文職を寄進した。一般的に一宮は、鎮座する国内の役負担で維持され、社領も国内に存在することが多い。なぜ国外に造営料所を設定したのか不明だが、播磨国内の適当な土地を給付することができる可能性があるだろう。

従来の研究では、守護赤松氏は伊和社を積極的に修理・造営することにより、信仰的な側面から人心の収攬を図ったことが指摘される⁽³⁷⁾。確かに赤松氏の伊和社への関与は、国鎮守の保護者であり、

政治的にも一国の安穩をもたらそうとする立場にあることのアピールになったであろう。守護代や守護被官の社参や造営に関わる姿が確認できる（「伊和」六八など）。ただ、伊和社祭祀・造営の後見が、それを楨杆とした一國支配の深化には繋がらなかったのではないか。

渡邊大門氏は、永正年間（一五〇四〜二一）以降守護権力の縮小に伴い、伊和社の保護政策は郡代宇野氏に継承され、宇野氏は宍粟郡内で勧進や造営にかかる費用を徴収し、一郡レベルでの一宮保護政策を展開したとする。そして、播磨では一郡単位で一宮の修理・造営が行われるという特異なケースとして表出したと論じる⁽³⁸⁾。しかし、これまで検討してきたことを踏まえれば、南北朝・室町期にはすでに伊和社の祭祀・造営基盤は一郡規模であり、これこそが中世一宮伊和社の特質でもあったといえよう⁽³⁹⁾。

さて、榎原雅治氏は赤松氏が勧進猿楽という「興行」⁽⁴⁰⁾によって地域寺社の造営にあたっていたことを論じる。この棧敷料は坂本や石見にいる守護の奉行や守護代によって国内の荘園からも徴収

された。東寺領矢野荘の年貢散用状をみると、応永一五年（三四年）にかけて、府中惣社、上賀茂社末社室津五社宮、三和寺、宝林寺、書写山円教寺、東福寺内正宮寺、赤松五社宮、浦上荘新熊野社、遊鶴尾山寺、細野、宝泉寺といった寺社の造営に關する勸進猿樂棧敷料が徴収されている。⁽⁴¹⁾赤松義則は勸進猿樂を積極的に用いて西播磨を中心とした寺社造営を集中的に行つた。しかし、室町前期までの一宮造営に勸進猿樂という方法は採られなかつたようである。

府中惣社では国衙祭祀が行われた。赤松氏は国府近郊の坂本に守護所を置いており、惣社祭祀に關つたようである。永享四年（一四三二）東寺領播磨国矢野荘供僧方年貢等散用状（「東寺百合文書」れ函四七）には、守護代から府中神事の炭代を賦課されたことが記されている。

以上のように、守護赤松氏は南北朝前半から一宮伊和社との關係を深めた。赤松氏は国内最高神の保護者としての立場をアピールすることに繋がつたであろう。ただ、伊和社の祭祀・造営圏を踏まえると、播磨一國支配への影響は限定的であつ

たと考えられる。

（2）惣神殿の建立

永享五年（一四三二）八月、一宮伊和社に「惣神殿」という社殿が棟上げされた（「伊和」六八）。伊藤邦彦氏は、守護が領国における式内社の祭神を一宮に統合・合祀し、信仰統制の側面から領国支配を強化する大胆なイデオロギー政策だと評価する。⁽⁴²⁾また、井上寛司氏は、惣社が本来もつていた機能の一部を一宮が吸収することにより、惣社と一宮との一体化が進行した。そして、国衙祭祀権が守護の下で再編成され、一宮と惣社との権力的な統合を意味したとする。⁽⁴³⁾しかし、播磨守護は国府近郊の坂本に守護所を置いており、惣社祭祀に關与していることからすれば、一宮に惣社機能を吸収させる必要性はないだろう。伊和社の惣神殿で実施した祭祀を明らかにする中世史料が確認できない状況だが、井上氏の指摘は検討を要するのではないか。

それでは、なぜ惣神殿を設置したのだろうか。渡邊大門氏は、赤松満祐にとって、応永三四年（一四二七）の播磨下國事件や正長の土一揆での

苦い経験が影響したとする⁽⁴⁴⁾。確かに、満祐のこうした危機感が存在したことは想定できる。

惣神殿の建立は遅くとも永享四年四月には始まっていた（「伊和」六八）。同年八月に將軍足利義教は播磨遊覧を実行した。『鎮増私聞書』には「當年ノ八月二八当將軍書写山參詣トテ、國中ノ大儀以外事也」とある。また、東寺領矢野莊には「坂本御成」のための用途が賦課された。結局義教は兵庫津、須磨、明石を遊覧して帰京した（『看聞日記』⁽⁴⁵⁾同年八月一七日条）。翌月、義教は鎌倉公方足利持氏への示威行動を兼ね富士遊覧を行った。ところで、惣神殿設置は伊和社にとってもメリツトがあつたのではなからうか。国内最高神である伊和大明神の下に、国内諸神を祀ることになった。つまり、伊和大明神の国内最高神という地位を視覚的にも明示することになったであろう。伊和社の思惑と赤松氏の政治的状況が結びついて実現したのではないか。

むすびにかえて

以上、本稿では南北朝・室町期における一宮の存在形態を明らかにした上で、守護赤松氏との関係を論じてきた。

播磨国伊和社の祭祀・造営基盤は、一國規模に及ばず、宍粟郡内に止まるものであつた。伊和大明神は国内最高神の立場にあるが、その宗教的基盤は限定された地域にあつた。これは『播磨風土記』の「国占め」神話に既定されたものともいえる。

守護赤松氏は南北朝前半以来、一宮との関係を深め、国鎮守の保護者という立場を明示しただろう。赤松氏はあくまで既存の方法を活用して、一宮を保護した。例えば、赤松義則は府中惣社の造営に勧進猿楽を用いたが、室町期の一宮造営に勧進が使われることはなかつた。惣神殿は満祐の危機感から造営に至つたと指摘されるが、一宮側の思惑もあつたのではないか。一宮伊和社にとつても惣神殿造営はメリツトがあつた。国内最高神である伊和大明神の下に、国内の有力社を勧請することになった。国内最高神という地位を視覚的にも明示する効果に繋がつたのではないか。

さて、室町期における赤松守護家の拠点として、赤松（白旗）、城山、坂本があつた。⁽⁴⁶⁾なかでも赤穂郡赤松は名字の地であり、南北朝期以降には、白旗城を中心として法雲寺や宝林寺といった禅宗寺院を建立した。大村拓生氏は白旗城を中心として整備された寺社は、赤松惣領家・家督の「正統」を象徴したことを論じる。⁽⁴⁷⁾

赤松守護家は禅宗寺院を中心とした拠点整備をした一方で、氏神の整備も進めた。観応元年（一三五〇）に足利尊氏が円心遺領を長男範資に安堵したなかに、白旗鎮守八幡・春日両社の神主職が含まれている。⁽⁴⁸⁾白旗八幡は白旗築城にあたり鎮守として山麓に建てられたようである。『鎮増私聞書』永享七年（一四三五）八月二十九日には「白旗ノ城ノ麓ワラヒ尾ノ八幡へ参詣ス、此宮ニ結構ノ唐本ノ一切経在之、拜見シテ目驚云云」とある。白旗八幡は中国由来の一切経を所蔵した。

また、応安七年（一三七四）までに赤松義則は現在「赤松居館跡」とされる地に隣接して赤松五社宮を建立し始めた。『鎮増私聞書』永享七年七月二八日には、「赤松ノ五社出、熊野ト八幡ト住

吉ト神功皇后ト天神ト也、赤松自天子孫擁護ノ為ニ勸請ノ神也」と、子孫擁護のため五神が勧請されたとある。赤松五社宮は、東寺領矢野荘など赤穂郡を中心に守護役を課して整備したとみられる。また、応永一三年（一四〇六）に足利義満の赤松下向に合わせ赤松地区の整備が進められたようだが、この時も赤松五社宮の檜皮人夫が矢野荘に賦課された。

このような守護の氏神・氏寺造営は他国でも確認できる。周防護大内氏は氏寺氷上山興隆寺と境内に鎮座する氏神妙見社を整備し、一族の共同祭祀による仏神事の奉祀により同族意識を一段と強化していった。⁽⁴⁹⁾一五世紀後半には興隆寺・妙見社の二月会頭役は、大内領国全体に賦課されるようになった。

赤松五社宮は赤松守護家の滅亡を経験したこともあり、大内氏の氷上山興隆寺・妙見社のような展開は確認できない。ただ、赤松守護家の正統性を象徴するという共通性はあつただろう。東寺領矢野荘に守護役を課して整備したように、守護家の氏神として公的性を帯びるようになっていた。

- (1) 井上寛司『日本中世国家と諸国一宮制』（岩田書院、二〇〇九年、六五―六六頁）。
- (2) 中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』（岩田書院、二〇〇〇年）。
- (3) 岸田裕之「守護赤松氏の播磨国支配の発展と国衙」（『大名領国の構成的展開』吉川弘文館、一九八三年、七二頁。初出は一九六三年）。伊藤邦彦「室町期守護赤松氏の領国支配」（『鎌倉幕府守護の基礎的研究【論考編】』岩田書院、二〇一〇年、五三二―五三四頁。初出は一九七三年）。渡邊大門「赤松氏五代」（『ミネルヴァ書房、二〇一二年）。濱田浩一郎「播磨赤松一族」（『新人物往来社、二〇〇九年）。同「播磨赤松氏と神社」（『日本宗教文化史研究』一三一、二〇〇九年）、同「中世における播磨国の伊和神社」（『比較思想・文化研究』五、二〇一四年）。
- (4) 渡邊大門「戦国期における播磨国一宮伊和神社と宇野氏」（『戦国期赤松氏の研究』、岩田書院、二〇一〇年。初出は二〇〇四年）。前掲註（1）井上著書、三四六頁。
- (5) 『天理図書館善本叢書と和書之部第一三巻 古代史籍続集』、天理大学出版部、一九七五年、三〇八―三〇九頁。本書の奥書には文明一三年（一四八一）に吉田兼俱が修補したと書かれている。

- (6) 前掲註（1）井上著書、五六頁。田中卓氏は、裏書は表の注記と同筆とする（「解題」前掲註（5）、一二―一三、一七頁）。建仁元年八月在庁注文は現在確認できない。表書にある「一宮」などの注記は後筆の可能性もある。また、表書の注記と裏書が同筆か否かについて、現時点では判断を保留したい。
- (7) 『兵庫県史』史料編中世四（兵庫県、一九八九年）。
- (8) 『神道大系』神社編三五（神道大系編纂会、一九九二年）。中世後期に四宮以下の呼称は確認できない。
- (9) 『峯相記』では「府中惣社」、『鵜庄引付』（『太子町史』第三巻、太子町、一九八九年）では「国衙惣社」と表れる。
- (10) 射楯兵主神社史編纂委員会編輯『播磨国総社射楯兵主神社史』（射楯兵主神社、一九九六年）。
- (11) 三橋健『国内神名帳の研究』資料編（おうふう、一九九九年）。天正九年（一五八九）十一月総社文庫本と天正一九年十一月増位山地蔵院善栄書写本が収載されている。
- (12) 『兵庫県史』史料編中世四。なお、近世写本の國學院本では（『神道大系』神社編三五所収）、府中惣社を「国衙姫路軍八頭正一位初社伊和大明神鎮座也」とあるが、伝来最古の写本である斑鳩寺本には記されていない。
- (13) 院政期における播磨国衙と国内寺社の関係については、苅米一志「中世初期の国衙と寺院」（『就実大史学論集』二二、二〇〇七年）がある。

- (14) 播磨六箇寺については、大手前大学史学研究所研究報告第一号『播磨六箇寺の研究』（大手前大学史学研究所、二〇一三年）の序章・第一章が詳しい。
- (15) 『鎮増私聞書』（『兵庫県史』史料編中世四）には、応永一三年（一四〇六）、同三二年、永享五年（一四三三）に酒見講の記述がある。
- (16) 『兵庫県史』史料編中世三（兵庫県、一九八八年）。
- (17) 曾根研三『伊和神社史の研究』（国幣中社伊和神社々務所、一九三九年、一九八四年再版）。
- (18) 前掲註（2）、播磨国は榎原雅治氏と梶木良夫氏が執筆。以下、播磨国については本項による。前掲註（1）井上著書、一一二頁。
- (19) 他にも案主祝・頭領祝が確認できる（「伊和」一三五）。
- (20) 第一章第二節で触れた『峯相記』伊和社の項に国衙官人が「歩ヲ運テ祭礼ニ随ヘリ」とあるのを歩射神事に参加したと解釈したのだろうか。
- (21) 近代の伊和社年中行事では、毎月一日と一五日は月次祭となっている（前掲註（17）曾根著書、二四五―二四九頁）。
- (22) 管絃講など仏事もみられる（「伊和」五一）。
- (23) 『地誌播磨鑑』（播磨史籍刊行会、一九五八年）。三ツ山祭祀は播磨惣社の大祭ともなる。
- (24) 拙稿「中世後期における信濃国一宮諏訪社と地域」（『ヒストリア』一九九、二〇〇六年）。
- (25) 前掲註（17）曾根著書、一六〇頁。平安以降、昭和一四年（一九三九）まで二四回の造営が確認できるとする。
- (26) 前掲註（3）の諸論文。
- (27) 応永三〇年の造営は「伊和」四六など、寛正二年は「伊和」九一など、天文二年は「伊和」一二四など、永禄五年は「伊和」一四六など。
- (28) 永徳元年（一三八一）四月五日神主式部少輔書下（「伊和」二六）には、神主の袖判と「目代重直」の目下署判がある。岸田裕之氏や伊藤邦彦氏はこの頃まで国衙が一宮造営に関わっていたとする（前掲註（3）岸田著書、七二頁。前掲註（3）伊藤著書、五三二頁）。これに対し馬田綾子氏は、目代が国衙目代とすれば袖判は国主となるはずで、重直は神主の目代だとする（「赤松氏の領国支配と国衙」、大手前大学史学研究所紀要』一一、二〇一七年、六三―六四頁）。
- (29) 地域信仰の実態を明らかにする上で起請文の神文が注目されるが、伝来する播磨国関係文書において伊和大明神を勧請する起請文は確認できない。また、東寺領矢野荘や東大寺領大部荘、法隆寺領鶴庄の史料からも伊和社関係の記述はみられない。
- (30) 坂江涉『日本古代国家の農民規範と地域社会』第一部第三章（思文閣出版、二〇一六年、初出は二〇一三年）。
- (31) 『当国三宮酒見大明神御影向縁起写』によると、酒

見社に三社の社殿があるとし、中央は酒見大明神、西に一宮伊和大明神、東を二宮荒田大明神し、播磨一宮制を象徴する配置となっている。

- (32) 前期赤松氏に関する研究は、前掲註(3)の著書・論文の他に、高坂好『中世播磨と赤松氏』(臨川書店、一九九一年)、前田徹『中世後期播磨の国人と赤松氏』(清文堂、二〇二二年)などがある。

- (33) 前掲註(1)井上著書。承久の乱以降守護の影響力が強まる側面もある。

- (34) 前掲註(28)馬田論文、六〇頁。大田文も永徳四年(一三八四)には守護方のもとなっていたといふ。

- (35) 川岡勉「守護権力の文書と家臣団編成」(矢田俊文研究代表『室町・戦国期畠山家・赤松家発給文書の帰納的研究』新潟大学人文学部、二〇〇三年、二六〇～二七頁)。

- (36) 『吉備津彦神社史料』第一文書編、本社文書一〇(国幣小社吉備津彦神社社務所、一九三六年)。本書では「浦上宗隆判物写」とする。渡邊大門氏によると、浦上宗隆は備前守護代とみられるという(『備前浦上氏』戎光祥出版、二〇二二年、二五頁)。

- (37) 前掲註(3)伊藤著書・渡邊著書。

- (38) 前掲註(3)渡邊著書。

- (39) 三木善文氏は、後期赤松氏の時代以降の一宮が国規模、あるいは宍粟一郡規模での祭祀を実施していた事実は確認できず、むしろ一荘園規模だとする。

そして、無前提に一宮が一国規模に宗教的影響力を誇示しているとの見方の見直しが必要だと指摘する(『戦国期広瀬宇野氏小考』、『播磨国宍粟郡広瀬宇野氏の史料と研究』宍粟市歴史資料館、二〇一四年、二一七頁)。後半の指摘は、室町期にも当てはまる。

- (40) 榎原雅治「中世後期の地域社会と村落祭祀」、『日本中世地域社会の構造』(校倉書房、二〇〇〇年、三八八～三九三頁、初出は一九九二年)。

- (41) 『相生市史』第八巻下(相生市、一九九五年)。以下、東寺領矢野荘に関する史料は本書による。

- (42) 前掲註(3)伊藤著書、五三四頁。一宮社蔵の明治四年(一八九一)『神社明細帳』に「播磨十六郡式内社ノ神八古来ヨリ幣殿内ニ祭祀来リ」とあるといふ。

- (43) 前掲註(1)井上著書。播磨一宮と惣社には大祭が三ツ山祭など共通するものがある。また、「軍八頭惣社伊和大明神」といった表記は、一六世紀後半に表れるとみられる。戦国期、宍粟郡に対する政治的影響力が低下した赤松氏の宗教政策によって、惣社における伊和社と一体化したような現象が顕著になったのではないか。

- (44) 前掲註(3)渡邊著書、一八〇～一八一頁。渡邊氏は伊和社が軍神であったことに触れるが、それはさしたる理由ではないだろう。あえて一宮境内に惣社を設置したということを重視すべきである。

- (45) 『図書寮叢刊 看聞日記』四(明治書院、二〇〇八

年)。

(46) 小林基伸 「赤松氏の権力と拠点」(『大手前大学史学研究所紀要』六、二〇〇七年、二丁三頁)。

(47) 大村拓生 「赤松氏の拠点形成」(『大手前大学史学研究所紀要』一一、二〇一八年)、同「在京守護期の赤松地区と禅院の諸相」(『ひょうご歴史研究室紀要』三、二〇一八年)、同「南北朝赤松一族の動向と赤松地区」(『同』五、二〇二〇年)。

(48) 黒板勝美氏所蔵文書(『上郡町史』第三卷史料編一、上郡町、一九九九年)。

(49) 氷上山興隆寺については、太田順三「大内氏の氷上山二月会神事と徳政」(『九州中世社会の研究』、渡辺澄夫先生古稀記念事業会、一九八五年)、森茂暁「周防国氷上山興隆寺修二月会についての一考察」(福岡大学人文論叢』三〇・三三、一九九八年)、拙稿「中世宇佐宮の変容」(『ヒストリア』二〇八、二〇〇八年)、真木隆行「周防国大内氏とその氏寺興隆寺の質的変容」(川岡勉・古賀伸幸編『西国の文化と外交』、清文堂、二〇一一年)、平瀬直樹『大内氏の領国支配と宗教』(塙書房、二〇一七年)。山口には香積寺など禅宗寺院も建立された。

この他、薩摩島津氏は拠点となる鹿児島に諏訪社を勧請したり、菩提寺となる禅宗寺院福昌寺を建立したりして、氏神・氏寺を整備し、家臣団の結束を図った(拙稿「中世領国鎮守の成立と鹿児島諏訪社」、『史敏』一〇、二〇一二年)。